住宅用火災警報器の設置はお済みですか!

すべての住宅に、火災警報器の設置が義務付けられています。

問危機管理課…☎（237）5247
甲府地区消防本部予防課…☎（222）1291

火災警報器は、火災の発生をいち早く「キャッチ」し、音や音声により警報を発して皆さんにお知らせする大切な役割を担っています。あなたの家には設置してありますか？

◆住宅用火災警報器の設置場所

★設置例　➡火災警報器

★住宅用火災警報器は、寝室（普段就寝する部屋）と階段の天井か壁（２階建住宅で寝室が１階にある場合は除く）に設置義務があります。

ー ２階建住宅 ー

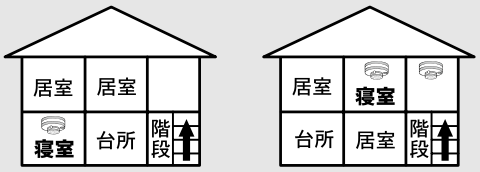

ー ３階建住宅 ー

寝室が１階　寝室が２階　寝室が３階　寝室が２・３階

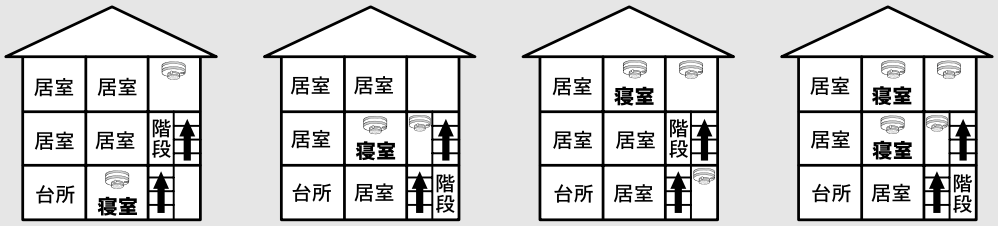

◆天井・壁などへの取り付け位置

●天井に取り付けるときは、壁や梁などから60cm 以上離して設置してください。
●壁に取り付けるときは、天井から 15 ～ 50cm の範囲内に設置してください。

◆火災警報器の種類

「煙」に反応する煙感知式と「熱」に反応する熱感知式があります。
寝室・階段には、煙感知式を設置してください。
台所への設置義務はありませんが、熱感知式の設置を推奨しています。

★悪質な訪問販売などにご注意を！

火災警報器の不適正な価格での訪問販売や点検を強要する事例が報告されていますので、十分に注意してください。
消防署や行政機関では、訪問販売は行っていません。

★高齢者・障害者の方を対象とした住宅用火災警報器の給付事業があります

給付には一定の基準がありますので、購入する前にお問い合わせください。

問高齢者福祉課…☎（237）5613
障害福祉課…☎（237）5240

女性のための防災研修会

申問防災課…☎（237）5331／FAX（237）9911

日時　11 月 17 日㈰午前９時～午後４時 30 分
会場　本庁舎４階大会議室
定員　80 人（市内在住の女性）
内容　救命講習、避難所運営訓練、意見交換など実技研修
申込方法　10 月 15 日㈫～ 11 月８日㈮（土・日曜日、祝日は除く）に電話またはＦＡＸで
※参加無料。定員になり次第締切。活動しやすい服装でご参加ください。

★この研修と防災リーダー講義研修を受講された方は、甲府市防災リーダーとして登録し、自治会に名前を紹介します。

ガソリンの貯蔵や取り扱いには、要注意！

問甲府地区消防本部予防課…☎（222）1284

８月 15 日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。火気の周辺でのガソリンなどの危険物の貯蔵・取扱いには、細心の注意が必要です。

◆◇◆留意事項◆◇◆

❶ガソリンは気温がマイナス 40 度でも気化し、小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です。
❷ガソリンの携行は専用の金属製携行缶（ガソリン携行缶）に限られ、ポリタンクなどの容器の使用は禁止されています。
❸セルフスタンドでは利用者が自らガソリンを携行缶に入れることはできません。
❹ガソリンを携行缶に入れて保管することは極力控えてください。
❺ガソリン容器の使用時は、取扱説明書をよく読み、適正な取り扱いをしてください。

※詳しくは甲府地区消防本部のホームページをご覧ください。

★㈶自治総合センターで行う宝くじ社会貢献広報事業の宝くじ助成金で、千塚仲町自治会自主防災隊が防災資機材を整備しました。
問防災課…☎（237）5331